

介護保険サービス種類表

	区分	サービス種類	明細書様式
介護 給付	居宅サービス	11 : 訪問介護	様式第二
		12 : 訪問入浴介護	様式第二
		13 : 訪問看護	様式第二
		14 : 訪問リハビリテーション	様式第二
		31 : 居宅療養管理指導	様式第二
		15 : 通所介護	様式第二
		16 : 通所リハビリテーション	様式第二
		21 : 短期入所生活介護	様式第三
		22 : 短期入所療養介護(介護老人保健施設)	様式第四
		23 : 短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)	様式第五
		2A : 短期入所療養介護(介護医療院)	様式第四の三
		33 : 特定施設入居者生活介護(短期利用以外)	様式第六の三
		27 : 特定施設入居者生活介護(短期利用)	様式第六の七
		17 : 福祉用具貸与	様式第二
	居宅介護支援	43 : 居宅介護支援	様式第七
	施設サービス	51 : 介護福祉施設サービス	様式第八
		52 : 介護保健施設サービス	様式第九
		53 : 介護療養施設サービス	様式第十
		55 : 介護医療院サービス	様式第九の二
	特定入所者介護サービス	59 : 特定介護サービス等	
地域密着型サービス	76 : 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	様式第二	
	71 : 夜間対応型訪問介護	様式第二	
	72 : 認知症対応型通所介護	様式第二	
	78 : 地域密着型通所介護	様式第二	
	73 : 小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)	様式第二	
	68 : 小規模多機能型居宅介護(短期利用)	様式第二	
	32 : 認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	様式第六	
	38 : 認知症対応型共同生活介護(短期利用)	様式第六の五	
	36 : 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用以外)	様式第六の三	
	28 : 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用)	様式第六の七	
	54 : 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	様式第八	
	77 : 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外)	様式第二	
79 : 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用)	様式第二		
予防 給付	介護予防サービス	62 : 介護予防訪問入浴介護	様式第二の二
		63 : 介護予防訪問看護	様式第二の二
		64 : 介護予防訪問リハビリテーション	様式第二の二
		34 : 介護予防居宅療養管理指導	様式第二の二
		66 : 介護予防通所リハビリテーション	様式第二の二
		24 : 介護予防短期入所生活介護	様式第三の二
		25 : 介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)	様式第四の二
		26 : 介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)	様式第五の二
		2B : 介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	様式第四の四
		35 : 介護予防特定施設入居者生活介護	様式第六の四
		67 : 介護予防福祉用具貸与	様式第二の二
	介護予防支援	46 : 介護予防支援	様式第七の二
	地域密着型介護予防サービス	74 : 介護予防認知症対応型通所介護	様式第二の二
		75 : 介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)	様式第二の二
		69 : 介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)	様式第二の二
		37 : 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	様式第六の二
		39 : 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)	様式第六の六

介護保険サービス種類表

区分	サービス種類	明細書様式
介護予防・日常生活支援総合事業	A1 ：訪問型サービス(みなし)	様式第二の三
	A2：訪問型サービス(独自)	様式第二の三
	A3：訪問型サービス(独自／定率)	様式第二の三
	A4：訪問型サービス(独自／定額)	様式第二の三
	A5 ：通所型サービス(みなし)	様式第二の三
	A6：通所型サービス(独自)	様式第二の三
	A7：通所型サービス(独自／定率)	様式第二の三
	A8：通所型サービス(独自／定額)	様式第二の三
	A9：その他の生活支援サービス(配食／定率)	様式第二の三
	AA：その他の生活支援サービス(配食／定額)	様式第二の三
	AB：その他の生活支援サービス(見守り／定率)	様式第二の三
	AC：その他の生活支援サービス(見守り／定額)	様式第二の三
	AD：その他の生活支援サービス(その他／定率)	様式第二の三
	AE：その他の生活支援サービス(その他／定額)	様式第二の三
	AF：介護予防ケアマネジメント	様式第七の三

※介護予防・日常生活支援総合事業については、市町村により実施の有無及び実施しているサービスは異なります。

※「AF：介護予防ケアマネジメント」について、要支援者は平成27年4月サービス分より、事業対象者は平成29年4月サービス分より
国保連合会を経由した請求が可能です。また、対象者の弾力化に伴い令和3年4月サービス分より要介護者も請求が可能です。

※「A1：訪問型サービス(みなし)」及び「A5：通所型サービス(みなし)」については、令和3年4月サービス分以降廃止となります。